



「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催
等及び市有施設の開館に関する指針」の改正について



ターゲット 3.3

令和2年5月29日

郡山市保健福祉部

保健所総務課

担当：朝倉 陽一

TEL：924-2120

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の会館に関する指針」について、5月29日に別紙のとおり改正いたしました。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等 及び市有施設の開館に関する指針（5月29日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

国においては、令和2年4月7日に、東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ対策特別措置法(以下「法」という。)に基づく緊急事態宣言を行い、4月16日にはその区域を全国に拡大した。その後、感染状況の評価・分析等を踏まえ、対象区域の見直しを行い、5月14日には8都道府県に、5月21日には5都道県に縮小する区域変更を経て、5月25日には、法に基づく緊急事態解除宣言を行うとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の見直しを行った。

これらを踏まえ、福島県においては、5月15日に「緊急事態措置」を解除し、今後の「感染防止対策」を発表するとともに、5月27日にはその見直しを行ったところである。

このような中、本市においては、2月20日に本指針を策定し、随時見直しを行いながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に努めてきたところであるが、今般の緊急事態宣言解除に伴う県の「感染防止対策」の見直しを踏まえ、市主催等のイベントの開催等及び市有施設の開館について、次のとおりとする。

2 市有施設の開館について

市有施設は、安全性の確認や適切な感染予防策等、準備が整った施設から順次開館する。ただし、施設の特性や利用形態等により感染のおそれが高い施設については、当分の間、その全部又は一部の使用を休止する。

開館後においても、感染症拡大防止の観点から、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることができるものとする。また、施設内において感染が発生した場合、または発生するおそれが高いと判断した場合は、当分の間休館するものとする。

3 市主催等イベント等開催について

(1) 基本的考え方

① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(※)」の考え方を踏まえるものとする。

② クラスタが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密(*)」のある集まりについては、開催の中止又は延期とする。

特に、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難な大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期を含め慎重に検討すること。また、5月25日に緊急事態宣言が解除された5都道県からの参加は、当面ご遠慮いただくものとする。

③ 上記以外のイベント等については、次の各期間に応じた人数を目安としつつ、適切な感染防止策を講じた上で実施可能とする。ただし、今後の感染症拡大の状況により、変更する可能性があるものとする。

ア 6月1日～6月18日 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること。
(できるだけ2m)

イ 6月19日～7月9日 屋内、屋外ともに1,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保でき

ること。(できるだけ2m)

ウ 7月10日～7月31日 屋内、屋外ともに5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること。(できるだけ2m)

(2) イベント等を開催する条件

- ① 人と人との間隔を2m程度確保すること。
- ② 会場面積を一人当たり4㎡以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保すること。
- ③ 定期的に換気を行うこと。(屋内の場合)
- ④ 多くの方が触れる場所の消毒を徹底すること。
- ⑤ 大声での発声、歌唱や声援、または接近した距離での会話等が原則想定されないこと。(屋内の場合)

4 イベント等開催のための適切な感染対策

イベント等を開催する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知における主催者の対応

- ① 当日を含め、イベント等の参加時の過去2週間以内に発熱(受診や服薬等により解熱している状態を含む)、呼吸器症状(せき、くしゃみ等)がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。
- ② イベント等の参加者や施設利用者(以下「参加者等」という。)に対して、事前の家庭での体温測定や参加時のマスク着用等の注意事項を周知する。

(2) 開催時等における主催者の対応

- ① 参加者等が「三つの密(*)」とならないよう、入場制限や誘導等を実施する。特に、イベント等の前後や休憩時間等を含め、会場・施設内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ② 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ③ 多くの方が触れる場所(ドアノブなど)をこまめに消毒する。
- ④ 換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ⑤ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑥ 参加者等に対して、マスクの着用や咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

(3) 主催者等によるフォロー

- ① 主催者は、参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。
- ② 屋内(室内)イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。
- ③ 施設管理者は、イベント主催者に感染症防止対策の徹底を要請する。

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間とする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向、国及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

(略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日、同年5月16日施行)

この指針は、令和2年6月1日から施行する。

「三つの密(*)」：①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発声をする「密接場面」

「新しい生活様式(*)」：令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル